

計画の基本的事項について

1 計画策定の背景と目的

「環境基本計画」とは、環境基本法第 36 条に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

南丹市では、平成 23 年 5 月に「南丹市環境基本計画」を策定し、平成 29 年 4 月には計画の見直しを行うとともに、温室効果ガスの計画的な排出削減を目指すための計画として、「南丹市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。現行計画では、目指すべき環境像として、「自然と人が結びあう“いきいき”南丹市」を掲げ、生活環境や自然環境をはじめとした私たちを取り巻く環境の保全に向けて様々な施策を展開してきました。

特に市内の木質バイオマスや家畜排せつ物の有効活用、地域の自然を活かしたエコツーリズム、南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金による地域が主体となった環境保全活動・地域活性化などは他市に先駆けて進めています。今後はこうした地域の人たちが守り育ててきた市の宝である地域資源を環境基本計画に基づき適切に保全し、次世代につないでいく必要があります。

また、現行計画改定から 4 年が経過し、少子高齢化や人口減少とともに生活様式の多様化が進むなど社会情勢は日々変化しています。また、環境に目を向けると、地球温暖化の進行に伴う猛暑日やゲリラ豪雨などの増加、農林水産業の担い手の減少に伴う里地里山の管理不足や生物多様性の喪失、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染など、私たちを取り巻く環境は深刻化していくと予想されます。さらにこれらの環境問題は環境分野にとどまらず、地域経済や住民生活にも波及して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

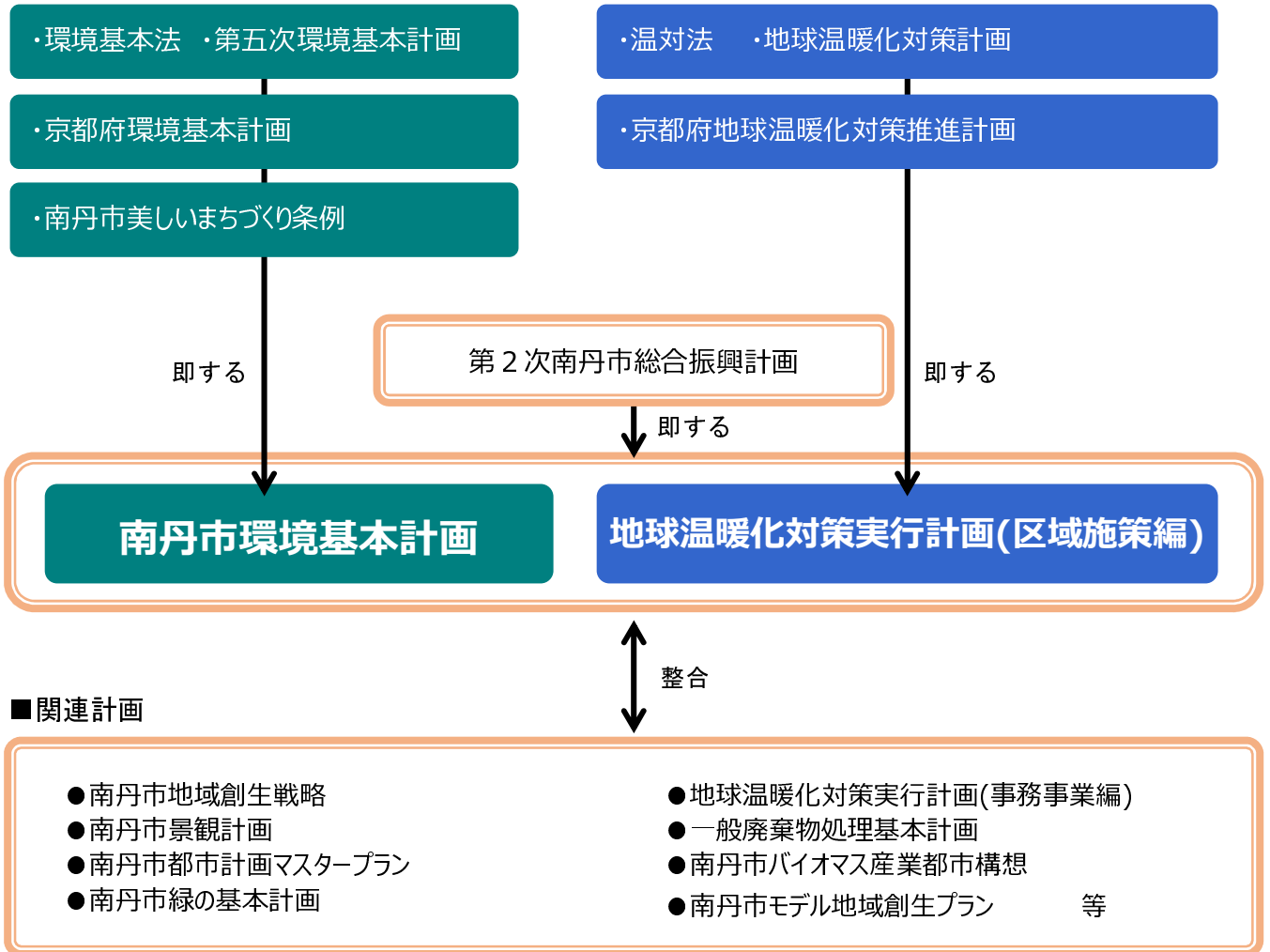
「第 2 次南丹市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、こうした状況を踏まえ、本市を取り巻く環境面の課題や社会情勢に対応し、市民や事業者の参画と連携のもと、環境に配慮した取組を進めるために策定するものです。

なお、環境に関する取組と地球温暖化対策に関する取組は重複するものが多く、一体的に取り組むことが重要であることから、「第 2 次南丹市環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、各種法令や国・京都府の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「第2次南丹市総合振興計画」を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を含んでいます。

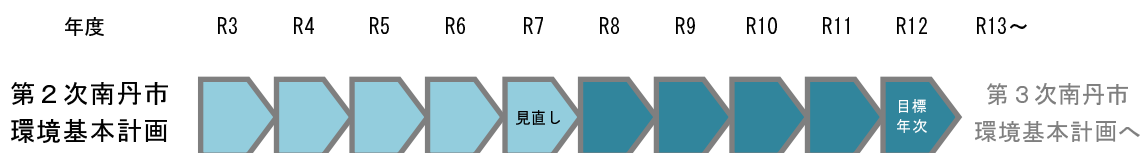


【計画の位置づけ】

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、その間の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



【計画の期間】

4 計画の対象

本計画で対象としている環境の範囲は以下のとおりです。

【計画の対象】

人づくり	環境教育、環境活動、情報発信 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、有害化学物質、環境美化 など
地域環境資源	森林、里地里山、河川、生物多様性（動植物）、緑化、歴史・文化、景観 など
資源循環	廃棄物、地産地消、河川を軸とする流域のつながり（水循環） など
地球環境	地球温暖化対策 など

5 各主体の役割

本計画における各主体の考え方および役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体、住民グループ、大学や専門学校などについては、それぞれが前述の主体が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。このためここでは、ひとつの主体として設定せず、市民・来訪者、事業者にも内包されているものとして見なします。

市民・来訪者

- ・ 日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・ 地域の環境資源の保全を目的とした取組への参加
- ・ 環境学習などイベントへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取組への協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 等



事業者

- ・ 日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- ・ 地域の清掃活動など地域環境保全の取組への参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取り組みへの協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 等



民間団体など

住民グループなど

大学・専門学校など

市

- ・ 環境保全の視点を重視した事業の実施
- ・ 市民、事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- ・ 市職員の業務での環境に配慮した行動の実践 等



各主体の定義

- 『市民』 本市で日常生活を営む者。
- 『来訪者』 通勤、通学、観光、レクリエーションなどで本市を訪れる者。
- 『事業者』 農林業、工業、商業などすべての産業について、本市で事業活動を行う者。
- 『市』 本市の行政を司る者。南丹市。
本計画による環境保全および健全な環境づくり推進の中心的な役割を担うものとする。

6 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

本計画では、現行計画をベースに、より分かりやすい計画とするため、重要な結論部分を本編に記載し、バックデータ等は資料編に載せ、市民や事業者が見て分かりやすい計画とします。

